



金 沢 市 公 報

号外第8号

令和4年(2022年)3月4日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●条 例		○金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例 (学校教育センター)	12
○金沢市公文書館条例 (文書法制課)	1	○金沢市図書館条例の一部を改正する条例 (図書館総務課)	13
○金沢市における木の文化都市の継承と創出の 推進に関する条例 (都市計画課)	2	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 (こども相談センター)	14
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 例の一部を改正する条例 (広報広聴課)	6	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例及び金 沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業 等の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	15
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	7	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例等の一部を改正する条例の一部を改正す る条例 (")	16
○職員の服務等に関する条例の一部を改正する 条例 (")	7		
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例 (")	7		
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 (")	8		
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例 (")	11		
○金沢市特別会計条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	11		
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (")	12		

条 例

金沢市公文書館条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第1号

金沢市公文書館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、特定歴史公文書等を保存し、市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法(昭和62年法律第115号)第5条第1項の規定に基づき、公文書館を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3年条例第2号)で使用する用語の意義の例による。

(名称及び位置)

第3条 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢市公文書館
- (2) 位置 金沢市玉川町2番2号
(事業)

第4条 金沢市公文書館（以下「公文書館」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史公文書等の移管等に関すること。
- (2) 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。
- (3) 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- (4) 特定歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 歴史公文書等の利用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。
(職員)

第5条 公文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第6条 公文書館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 公文書館の資料（特定歴史公文書等その他一般の利用に供する資料をいう。以下同じ。）の整理等のために必要とする期間として市長が別に定める期間

(損害の賠償)

第8条 公文書館を利用する者は、公文書館の資料、施設、設備等を損傷し、滅失し、又は紛失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第2号

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 木の文化都市推進計画（第7条）

第3章 木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な施策等（第8条—第16条）

第4章 木の文化都市を継承・創出する金沢会議（第17条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における木の文化都市の継承と創出の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、木の文化都市の継承と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市固有の歴史、文化及び自然と調和した品格と魅力のある持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木の文化都市 都市固有の歴史及び自然と調和した木の文化を有し、かつ、木が持つ環境保全機能、再生可能な循環資源としての性質、安らぎや癒しを与える効用等の様々な優れた特性をまちづくりに生かした持続可能な仕組みを備える都市をいう。

(2) 木の文化 木が形成する自然環境及び建築物、工芸品その他木の質感を醸し出すものをまちなみ及び生活に幅広く取り入れることによって形成される文化をいう。

(3) 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する公共建築物をいう。

（基本理念）

第3条 木の文化都市の継承と創出の推進は、本市において培われてきた木の文化の意義を認識し、これを尊重するとともに、先人たちによって築かれてきた木の文化都市を継承し、かつ、これを磨き高めて新たな有り様を創出し、発展させ、後代へと継承していくことを見据えて行われなければならない。

2 木の文化都市の継承と創出の推進は、地球温暖化の防止が人類共通の課題であるとの認識の下に、環境への負荷を低減し、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

3 木の文化都市の継承と創出の推進は、市民の自主性を十分に尊重しつつ、それぞれの興味、関心、生活環境等に応じて多様な形態で木に親しむ社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。

4 木の文化都市の継承と創出の推進は、市民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を促進するとともに、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現及び地域経済の活性化に資することを旨として、行われなければならない。

5 木の文化都市の継承と創出の推進は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、木の文化都市の継承と創出の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、木の文化都市についての理解と関心を深めるとともに、その日常生活を通じて、木の文化都市の継承と創出の推進に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、本市が実施する木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、木の文化都市についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、木の文化都市の継承と創出の推進に積極的に取り組み、そのための必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 木の文化都市推進計画

(木の文化都市推進計画の策定)

第7条 市長は、木の文化都市の継承と創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な計画（以下「木の文化都市推進計画」という。）を定めるものとする。

2 木の文化都市推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 木の文化都市の継承と創出に関する施策の推進に係る基本方針
- (2) 木の文化都市の継承と創出に関する施策の推進に係る事項
- (3) その他必要な事項

3 市長は、木の文化都市推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第17条に規定する木の文化都市を継承・創出する金沢会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、木の文化都市推進計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

5 市長は、木の文化都市推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、木の文化都市推進計画を変更する場合について準用する。

第3章 木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な施策等

(木の文化都市の継承と創出の推進に取り組む意識の醸成)

第8条 市は、木の文化都市の継承と創出の推進について、市民及び事業者の理解と関心を深め、その意識の醸成を図るため、普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境負荷の低減等)

第9条 市は、市民及び事業者と一体となって木の文化都市の継承と創出に関する施策を

推進することにより、脱炭素化等による環境への負荷の低減及び環境の保全を図るものとする。

(持続可能な事業環境の実現)

第10条 市は、木に関わる者への適切な情報の提供その他の必要な施策を計画的に講じ、それらの者の持続可能な事業環境の実現を図るものとする。

2 市は、木材が安定的に需要され、及び供給されるよう、木の植栽、育成、保全及び利用の好循環を創出し、及び維持するよう努めるものとする。

(日常生活及び事業活動の中での木の利用)

第11条 市は、市民及び事業者が、木の利用の重要性に対する理解と関心を深め、その意義を学ぶ機会及び木に親しむ機会を提供することにより、その日常生活及び事業活動の中で広く木を利用することができるよう環境の整備を図るものとする。

(民間施設等における木の利用等の促進)

第12条 市は、市の施設以外の施設等における木の利用等を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関すること。

(2) 公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関すること。

(3) 建築以外の分野における木材の利用の促進に関すること。

(4) その他木に親しむことができる環境の整備の促進に関すること。

(市の施設における積極的な木の利用等)

第13条 市は、自ら行う建築物等の整備に木材及び木材を使用した製品を率先して利用するよう努めるものとする。

2 市は、市の施設において、市民が様々な機会幅広く木が醸し出す効用を感じられるよう、木に親しむことができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(木の文化都市を支える連携体制の整備)

第14条 市は、木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、市、市民、事業者、大学その他関係機関の連携体制の整備に努めるものとする。

(人材等の育成)

第15条 市は、木の文化都市の継承と創出を推進し、又はその支援を行う人材及び団体の育成に努めるものとする。

2 市は、木の文化都市の継承と創出の担い手を育成するため、市民及び事業者に対し、地域間、業種間等における多様な交流の促進、研修等の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、子どもをはじめ広く市民が木に親しむとともに、木の文化都市についての理解と関心を深めるよう、木と触れあう場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の支援)

第16条 市長は、木の文化都市の継承と創出に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

第4章 木の文化都市を継承・創出する金沢会議

(金沢会議)

第17条 木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、木の文化都市を継承・創出する金

沢会議（以下「金沢会議」という。）を置く。

（金沢会議の任務）

第18条 金沢会議は、この条例に規定する事項その他の木の文化都市の継承と創出の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、木の文化都市の継承と創出の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第19条 金沢会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、木の文化都市の継承と創出の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 金沢会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、金沢会議を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門部会）

第20条 金沢会議に、必要な事項を専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第3号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第4号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,824人」を「1,841人」に、「378人」を「360人」に、「349人」を「312人」に、「331人」を「333人」に、「選挙管理委員会の事務部局の職員 6人」を「選挙管理委員会の事務部局の職員 7人」に、「428人」を「430人」に、「3,350人」を「3,317人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第5号

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「者は、」の次に「次の様式による宣誓書を」を加え、「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において次の様式による宣誓書に署名して」を「に提出して」に改め、同項ただし書中「宣誓」を「宣誓書の提出」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第7号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第3号中「30,400円」を「50,000円」に改める。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。

第30条第1項後段中「第21条第4項中」を「第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中」に、「、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第10条の3第1項第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第4条ただし書、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条第3項ただし書、第4条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第6条第2項ただし書、第5条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例第2条第3項ただし書、第6条の規定

による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第2条第3項ただし書、第7条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第6項ただし書又は第8条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第1項若しくは第30条第1項及び職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第21条第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）第4条第1項若しくは第8条又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、特別職等職員（特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者、教育長、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第6条の適用を受ける者、公営企業管理者、常勤の監査委員及び病院事業管理者をいう。以下この項において同じ。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第21条第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。） 107.5分の15
- (2) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定幹部職員 62.5分の10
- (3) 特別職等職員 167.5分の10
- (4) 会計年度任用職員 127.5分の5

3 前項に定めるもののほか、令和3年12月に市長が定める条例に基づき期末手当を支給された者に対する同項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、特別職等職員（特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者、教育長、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第6条の適用を受ける者、公営企業管理者、常勤の監査委員及び病院事業管理者をいう。以下この項において同じ。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和

25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「市長が定める者との権衡を考慮して市長が定める」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第8号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。第14条第1項第3号中「消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に規定する」を「救急現場に出動し、」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第9号

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市特別会計条例(昭和39年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項に次の2号を加える。

(7) ガス事業清算特別会計 ガス事業清算事業

(8) 発電事業清算特別会計 発電事業清算事業

第1条第6項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条 金沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号及び第8号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の金沢市特別会計条例第1条第6項第1号に規定するガス事業特別会計(以下「旧ガス事業特別会計」という。)及び同項第4号に規定する発電事業特別会計(以下「旧発電事業特別会計」という。)に係る令和3年度の予算及び決算については、なお従前の例による。

- 3 旧ガス事業特別会計に属する資産及び債権債務は第1条の規定による改正後の金沢市特別会計条例第1条第1項第7号に規定するガス事業清算特別会計が、旧発電事業特別会計に属する資産及び債権債務は同項第8号に規定する発電事業清算特別会計が、それぞれ引き継ぐものとする。
- 4 第2条の規定による改正前の金沢市特別会計条例第1条第1項第7号に規定するガス事業清算特別会計及び同項第8号に規定する発電事業清算特別会計に係る令和4年度の予算及び決算については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第10号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第44号の項及び第45号の項を次のように改める。

(44) 石川県動物の愛護及び管理に関する条例（令和3年石川県条例第34号）第22条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による動物の返還	次に掲げる額を合算した額 ア 1頭、1匹又は1羽の動物の収容期間1日につき 400円 イ 1頭、1匹又は1羽の動物につき 4,000円
(45) 削除	

別表の備考第5項第5号中「第321条の8第3項」を「第321条の8第26項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第11号

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 青少年健全育成センターの位置は、第1項に定めるほか、金沢市長町3丁目3番3号とする。

第4条の2中「学校教育センター以外の施設」を「青少年健全育成センター、こども相談センター及び幼児教育センター」に改める。

第5条の見出し中「施設使用」を「体育館の使用」に改め、同条第1項中「市長」を「教育委員会」に、「青少年健全育成センター」を「教育プラザ」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「教育委員会」に改める。

第6条から第8条まで並びに別表第2項及び第3項中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の金沢市教育プラザ条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている承認の申請その他の行為は、改正後の金沢市教育プラザ条例の相当規定により教育委員会がした承認その他の行為又は教育委員会に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第12号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「金沢市立玉川図書館城北分館」を「、金沢市立玉川図書館城北分館」に改め、「、金沢市立泉野図書館に金沢市立平和町児童図書館を」を削る。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用料等）

第9条 市長は、金沢市立玉川図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を駐車させた者から、自動車を出場させるときに、別表に定める駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

種別	金額
基本使用料	入場1回につき30分以内 無料
加算使用料	30分を超えた場合は、30分までごとに100円とする。ただし、閉場時間を超え翌開館日の開場時間までの間は、1,000円とする。

備考

- 1 この表において、「閉場時間」とは午後9時を、「開場時間」とは午前9時30分をいう。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。
- 2 この表において「開館日」とは、金沢市立玉川図書館の休館の日以外の日をいう。
- 3 この表の規定により計算した使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

第2条 金沢市図書館条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の駐車場」の次に「及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場」を加え、「駐車場」を「これらを「駐車場」に改める。

別表の備考第2項中「以外の」を「及び金沢市立玉川こども図書館の休館の日のいずれにも該当しない」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第13号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第30条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第58条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第98条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第106条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援

助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第13条の項中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第14号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第85条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第8条第2項第3号及び第74条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

◎金沢市条例第15号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年(2022年)3月4日 印刷

令和4年(2022年)3月4日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄